

議案概要書



令和8年第3回
久万高原町議会6月定例会

令和8年第3回久万高原町議会6月定例会【提出議案等一覧】

議案番号	議 案 名	担当課
議案第57号	久万高原町税条例の一部を改正する条例に関する専決処分について	住 民 課
議案第58号	久万高原町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	住 民 課
議案第59号	久万高原町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	住 民 課
議案第60号	久万高原町立老人保健施設あけぼのの使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について	病院事業等 統括事務局
議案第61号	久万高原町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	建 設 課
議案第62号	令和8年度久万高原町一般会計補正予算（第1号）	総 務 課
議案第63号	令和8年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）	病院事業等 統括事務局
議案第64号	久万高原町農業委員会委員の任命について	農業戦略課
議案第65号	動産の取得について	総 務 課
報告第2号	令和7年度久万高原町一般会計繰越明許費繰越計算書について	総 務 課
報告第3号	令和7年度久万高原町簡易水道事業会計予算繰越計算書について	建 設 課
報告第4号	久万高原町新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について	保健福祉課

提出議案の概要

議案第57号 久万高原町税条例の一部を改正する条例に関する専決処分について

令和8年3月31日付けで、地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）が公布されたことに伴い、久万高原町税条例（平成16年条例第53号）の一部を改正し、令和8年4月1日から施行する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分したものを。

【改正内容】

- 1 公示送達に関する規定の見直し
公示送達について、インターネットを用いる方法の追加。
（施行期日：令和8年5月21日）
- 2 軽自動車税（環境性能割）の廃止に伴う規定の整備
軽自動車税（種別割）が軽自動車税へ名称変更されることに伴う規定整備及び軽自動車税（環境性能割）に係る条文を削除。
（施行期日：令和8年4月1日）
- 3 住宅借入金等特別控除の見直し及び適用期限の延長
個人町民税の住宅借入金等特別控除の控除額を見直し且つ適用期限を5年間延長し、令和12年までに居住を開始した場合に適用。
（施行期日：令和8年4月1日 ※適用期限の延長部分に限り令和9年1月1日）
- 4 暗号資産に係る町民税の課税特例の新設
特定暗号資産に係る所得（事業・譲渡・雑所得）については、他の所得と分離して3%の税率により所得割を課する。
（施行期日：金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年1月1日）
- 5 固定資産税の免税点の見直し
家屋の免税点を20万円から30万円、償却資産を150万円から180万円へ引き上げ。
（施行期日：令和9年4月1日）
- 6 固定資産税の減額措置の延長
令和7年度末で適用期限を迎えた固定資産税に係る税額の減額措置について、要件の一部変更とともに適用期限を5年間延長。
床面積要件：50㎡以上280㎡以下 → 40㎡以上240㎡以下
立地要件：土砂災害特別警戒区域における新築は（建替え除く）は原則として対象外
適用期限：令和7年度 → 令和12年度へ延長
（施行期日：令和8年4月1日）

**議案第58号 久万高原町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を
改正する条例の制定について**

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和6年法律第59号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、在留カード又は特別永住者証明書（以下「在留カード等」という。）に個人番号カードの機能を付加することにより印鑑登録証明書の取得が可能となるため、久万高原町印鑑登録及び証明に関する条例（平成16年条例第13号）の一部を改正するもの。

【改正内容】

印鑑登録証明書の交付申請の際に提示するものに特定在留カード又は特定特別永住者証明書（在留カード等に個人番号カードの機能を付加）を追加。

施行期日：令和8年6月14日（改正法施行の日）

**議案第59号 久万高原町手数料徴収条例の一部を改正する条例の
制定について**

基幹業務システムの統一・標準化による住民票様式の統一に伴い、県内他市町の手数料徴収状況を踏まえ、久万高原町手数料徴収条例（平成16年条例第56号）の一部を改正し、他市町の水準にあわせるもの。

【改正内容】

- 1 住民票の記載事項証明手数料の改正（第2条第19号関係）
現行 5人まで300円 6人以上600円
改正後 1件300円
- 2 住民票の写しに関する証明手数料の改正（第2条第24号関係）
現行 5人まで300円 6人以上600円
改正後 1件300円
- 3 上記手数料の件数の明確化
申請に基づき作成した証明書1通につき1件と規定。

施行期日：令和8年7月1日

議案第60号 久万高原町立老人保健施設あけぼの使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき国が定める基準費用額（食費）の改定及び介護報酬（算定基準）以外の費用として独自に設定する使用料について、利用者へのより良いサービスを提供するため、久万高原町立老人保健施設あけぼの使用料及び手数料条例（平成16年条例第116号）の一部を改正するもの。

【改正内容】

1 食費

区 分	金 額		備 考
	現 行	改 定	
食費（1日につき）	1,445 円	1,545 円	食材料費及び調理費相当

2 費用額算定基準による算定以外の使用料（一部について改正）

区 分	金 額		
	現 行	改 定	
日用品費（1日につき）	入所者	150 円	300 円以内
	短期入所者		
	通所者	75 円	150 円以内
おやつ代（1日につき）	入所者	50 円以内	100 円以内
	短期入所者		
	通所者		
洗濯代（1枚につき）	入所者	30 円	100 円以内
	短期入所者		
	通所者		
食材料費 （短期入所者・通所者） 付添食 （入所者・短期入所者・通所者）	朝食	384 円	394 円
	昼食	557 円	637 円
	夕食	504 円	514 円

施行期日：令和8年8月1日

**議案第61号 久万高原町営住宅条例の一部を改正する条例の制定
について**

廃院となった美川歯科診療所を町営住宅（管理住宅）に用途変更するため、久万高原町営住宅条例（平成16年条例第171号）の一部を改正するもの。

【改正内容】

新たに追加する住宅名及び位置

○名称：御三戸管理住宅

○位置：上黒岩2924番地1

施行期日：令和8年7月1日

議案第62号 令和8年度久万高原町一般会計補正予算（第1号）

～

**議案第63号 令和8年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別
会計補正予算（第1号）**

・補正予算の概要 参照

議案第64号 久万高原町農業委員会委員の任命について

農業委員会委員の任期が本年7月19日をもって任期満了となることから、新たな農業委員会委員の任命を行うため、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの。

農業委員会委員候補者 … 14名

議案第65号 動産の取得について

久万高原町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（平成16年条例第50号）第3条の規定により、次のとおり動産を取得することについて、議会の議決を求めるもの。

- | | | |
|---|---------------|---|
| 1 | 動産名 | 久万高原町情報システム・端末機器（ノートパソコン） |
| 2 | 動産の規格
及び数量 | ノートブックタイプ
48台 |
| 3 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 10,560,000円 |
| 5 | 契約の相手 | 愛媛県松山市福音寺町235番地1
アカマツ株式会社
代表取締役 赤松 正教 |

報告第2号 令和7年度久万高原町一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定による令和7年度予算の繰越明許について、同法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告するもの。

報告第3号 令和7年度久万高原町簡易水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定による令和7年度の予算の繰越について、同条第3項の規定により報告するもの。

報告第 4 号 久万高原町新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 8 条の規定に基づき、久万高原町新型インフルエンザ等対策行動計画を改定したため、同条第 6 項の規定により議会に報告するもの。

【計画の概要】

1 行動計画の目的

- ・感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。
- ・町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

2 対象とする感染症

- ・新型インフルエンザ等感染症
- ・指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるもの）
- ・新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

3 対策項目の拡充

- ・全体を 3 期（準備期、初動期、対応期）に分けて記載。
- ・偏見・差別等の防止や偽・誤情報対策も含めたリスクコミュニケーションのあり方、ワクチン接種体制の構築、感染症対策物資の備蓄等の項目を追加。

令和8年度6月補正予算の概要

第1 予算規模

(単位：千円)

区 分		令和8年度			前年度同期 予 算 額 ②	増減額 ①-② ③	増減率 ③/② ×100
		補 正 前 予 算 額	6月 補正予算 (案)	補 正 後 予 算 額 ①			
1	一 般 会 計	9,077,177	16,358	9,093,535	9,311,694	△ 218,159	△ 2.3%
2	国民健康保険事業特別会計	1,017,680		1,017,680	1,025,771	△ 8,091	△ 0.8%
3	国民健康保険診療所事業 特 別 会 計	90,094	7,188	97,282	40,964	56,318	137.5%
4	後期高齢者医療保険事業 特 別 会 計	200,882		200,882	175,591	25,291	14.4%
5	介護保険事業特別会計	1,763,393		1,763,393	1,761,100	2,293	0.1%
6	訪問看護事業特別会計	44,630		44,630	47,526	△ 2,896	△ 6.1%
7	凶荒予備事業特別会計	11,190		11,190	13,040	△ 1,850	△ 14.2%
特 別 会 計 小 計		3,127,869	7,188	3,135,057	3,063,992	71,065	2.3%
町立病院事業会計	収 益 的 収 支	1,025,442		1,025,442	1,047,343	△ 21,901	△ 2.1%
	資 本 的 収 支	65,203		65,203	48,987	16,216	33.1%
町立老人保健施設 事 業 会 計	収 益 的 収 支	369,339		369,339	366,719	2,620	0.7%
	資 本 的 収 支	42,380		42,380	36,163	6,217	17.2%
簡易水道事業会計	収 益 的 収 支	373,864		373,864	377,307	△ 3,443	△ 0.9%
	資 本 的 収 支	294,437		294,437	303,376	△ 8,939	△ 2.9%
下水道事業会計	収 益 的 収 支	407,523		407,523	411,602	△ 4,079	△ 1.0%
	資 本 的 収 支	201,828		201,828	212,563	△ 10,735	△ 5.1%
事 業 会 計 小 計		2,780,016		2,780,016	2,804,060	△ 24,044	△ 0.9%
合 計		14,985,062	23,546	15,008,608	15,179,746	△ 171,138	△ 1.1%

注：事業会計の資本的収支予算は、支出額を計上しています。

第2 令和8年度久万高原町一般会計補正予算（第1号）

歳入歳出補正

総額 1,635万8千円の増額補正で、累計 90億9,353万5千円となります。

＜主な歳出予算＞ ●：増減500万円以上 特定財源を青字で記入

※人件費は人事異動等による補正額を款毎に記載

1款 議会費 347万2千円増額（累計8,013万7千円）

※人件費を増額します。（347万2千円）

2款 総務費 1,690万3千円減額（累計15億619万2千円）

※人件費を減額します。（△1,667万5千円）

3款 民生費 1,118万4千円減額（累計20億4,993万6千円）

※人件費を減額します。（△1,146万5千円）

4款 衛生費 123万8千円増額（累計10億9,304万2千円）

※人件費を減額します。（△628万9千円）

4款-1項-1目【病院事業等統括事務局】

●国民健康保険診療所事業特別会計繰出金を人事異動等による人件費の増に伴い増額します。（619万2千円）

4款-2項-1目【住民課】

○環境衛生センター車両保管庫整備工事設計委託料を計上します。（140万円）

6款 農林水産業費 696万3千円増額（累計10億7,945万5千円）

※人件費を増額します。（696万3千円）

7款 商工費 807万3千円増額（累計2億4,028万5千円）

※人件費を増額します。（24万3千円）

7款-1項-2目【まちづくり戦略課】

●文化施設デジタルミュージアム推進業務委託料を計上します。
（783万円） 国費391万5千円

8款 土木費 36万6千円増額（累計5億9,594万9千円）

※人件費を増額します。（36万6千円）

9款 消防費 4,078万4千円増額 (累計5億1,975万4千円)

※人件費を増額します。(785万1千円)

9款-1項-4目【総務課】

- B & G財団の「防災拠点の設置及び災害時相互支援体制構築事業」の採択を受け、災害時対応に必要な資機材の整備や人材育成に係る費用を計上します。(3,293万3千円) **諸収入2,990万円**

10款 教育費 1,645万1千円減額 (累計9億2,229万4千円)

※人件費を減額します。(△1,652万9千円)

<主な歳入予算>

15款 国庫支出金 403万6千円増額 (累計6億4,397万9千円)

○地域未来交付金を増額します。(391万5千円)

16款 県支出金 480万9千円増額 (累計5億5,821万円)

○林業用施設災害復旧費補助金を計上します。(477万2千円)

19款 繰入金 2,478万7千円減額 (累計8億424万円)

●財政調整基金繰入金を減額します。(△2,478万7千円)

21款 諸収入 2,990万円増額 (累計1億4,249万5千円)

●B & G財団助成金を計上します。(2,990万円)

22款 町債 240万円増額 (累計3億9,770万円)

○過疎対策事業債を増額します。(240万円)

第3 令和8年度久万高原町特別会計補正予算

国民健康保険診療所事業特別会計補正予算 (第1号)

歳入歳出補正

総額718万8千円の増額補正で、累計9,728万2千円となります。

○歳出の内容は、次のとおりです。

- ・父二峰診療所人件費を増額します。(150万2千円)
- ・柳谷診療所人件費を増額します。(568万6千円)

○歳入の内容は、次のとおりです。

- ・ 一般会計繰入金を増額します。(619万2千円)
- ・ 町立病院勤務時の給料負担金を計上します。(99万6千円)